

政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十九年九月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十四号

政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年広島県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。」の下に、「金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

別記様式第一号4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

「・郵便貯金

郵便貯金の総額

円

（注） 通常郵便貯金を除く。

を削り、同様式5を削り、同様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

別記様式第二号4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

「・郵便貯金

郵便貯金の総額

円

（注） 通常郵便貯金を除く。

を削り、同様式5を削り、同様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、別記様式第一号4及び別記様式第二号4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。